

宍粟市規則第39号

宍粟市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定に基づき規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域について100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。